

枚方市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）3 月 27 日

枚方市監査委員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	鍛冶谷 知 宏
同	大 地 正 広

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

土木部 土木政策課  
道路河川管理課  
道路河川整備課  
みち・みどり室  
交通対策課  
用地課

### (2) 対象事務

令和元年度（2019年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和元年（2019年）12月2日（月）から令和2年（2020年）3月26日（木）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【指摘・改善事項】

#### [土木政策課]

##### ○行政財産使用料に係る事務手続について

土木政策課では、土木部の所管施設に設置する自動販売機についての行政財産の使用に係る許可手続を行っている。

今回の監査において、電気使用料の請求に際して、担当者や専決者が代わっている中でも、組織的なチェック機能が全く働かないまま、明らかに誤った従前どおりの算定式を使用し続けたことから、7年間にわたって設置事業者から電気使用料を少なく徴収していることが判明した。

今後は、決裁時におけるチェック体制を確立するなど、内部統制機能を整備し、適正に事務を執行するよう指摘する。

#### [交通対策課]

##### ○有料自転車駐車場の管理運営について

交通対策課では、有料自転車駐車場において、使用料の徴収を行っている。

有料自転車駐車場において長期放置している自転車等に対する使用料については、条

例にその根拠となる明文の規定がないにもかかわらず、上限額を定めて徴収していた。

使用料については、本来、条例に基づいて徴収すべきであり、今後、長期放置時における使用料について検討するよう指摘する。

## 【意見・要望事項】

### [道路河川管理課]

#### ○道路占用等に係る事務手続について

道路の占用等に当たっては許可手続が必要になるが、電柱等が設置されているにもかかわらず許可申請が行われていない事例や、事務処理の誤りにより占用料の徴収が漏れている事例などがあった。

今後は、占用等の許可に係る申請漏れ対策を強化するとともに、許可手続に当たってはチェック機能を強化し、適正な事務の執行に努めるよう要望する。

### [道路河川整備課]

#### ○都市計画道路及び生活道路の整備について

道路河川整備課では、道路の新設及び改良に関することを所管し、都市計画道路や生活道路の整備を行っている。

同課には、都市計画道路の整備のために土地開発公社に先行取得させたものの、10年以上にわたって買戻しが行われていない事業が4事業存在しており、それらの土地に係る平成30年度末の簿価は約13億円であり、このうち支払利息は約3億1,600万円に上り、年々、増加し続けている。

今後、関係部局と連携を図りながら、早期に事業化に向けた方策等を検討するだけでなく、事業の見直しについても再検討するよう要望する。

### [みち・みどり室]

#### ○公園の維持管理について

みち・みどり室では、公園施設の点検や補修等を定期的に行い、維持管理に努めている。

平成29年に都市公園法が改正され、遊具等の定期点検を年に1回以上実施することが義務付けられたが、日常点検は一定期間ごとに行われているものの、定期点検は実施されていなかった。

今後、公園における事故を未然に防止し、市民が安全に安心して利用できるように、事後保全から予防保全への転換を図り、公園の効率的、効果的な維持管理に努めるよう要望する。

また、指定管理者による管理運営については、基本協定書等に基づく第三者委託の承認に係る事務手続や、徴収委託契約に基づく使用料の徴収及び還付に係る事務手続が確実に行われるよう、所管課として業務執行状況の実態を把握し、必要に応じて指定管理者への指導を行うよう要望する。

#### ○公園の占用許可等について

みち・みどり室では、公園の占用許可等を行っているが、使用料の算定において端数処理の誤りが見受けられ、前回監査時と同様の誤りが繰り返されている事例もあった。

今後は、条例及び規則等に基づき、適正に事務を執行するよう要望する。

また、公園等への物置等の設置については、規格によっては建築基準法上の建築物に該当する場合があります、同法への適合が必要となるが、その確認を行わずに設置を許可している事例があった。

今後、自治会等へ周知を図り、法令順守に向けた改善に取り組むよう要望する。

#### [交通対策課]

#### ○有料自転車駐車場及び自転車保管場所の管理運営等について

交通対策課では、有料自転車駐車場や自転車保管場所における使用料及び手数料の徴収・収納を委託により行っているが、収納委託に係る告示が行われていない、徴収金が契約書所定の納付期日を超えて納付されているなどの事例があった。

今後は、徴収・収納委託に係る事務を適正に行うとともに、委託業者に契約に沿った業務を確実に履行させるため、各施設の管理運営の状況について十分な確認を行うよう要望する。

また、放置自転車対策については、放置禁止区域の公園等で自転車の放置が散見されることから、今後も、関係部署と連携を図りながら、継続して指導、撤去を行うよう要望する。

#### [用地課]

特に指摘すべき事項はなかった。